

「みんなでクリーン！ゆめちゅうおうグッズ」貸出しの手引き

中央区では、区民の皆さんの自主的な環境浄化活動を応援し、活動の輪がさらに広がることをめざし、大阪市中央区内の道路又は公共の広場等（以下「道路等」という）において清掃等環境浄化活動を実践する団体又はグループ（以下「団体等」という）を対象に、「みんなでクリーン！ゆめちゅうおうグッズ」の貸出し（無料）を行います。

1. 貸出し要件

グッズの貸与を受ける者は、次の各号に掲げる要件を備えた団体等とします。ただし、中央区長が特に必要と認めた団体等は、この限りではありません。

- (1) 道路等の環境浄化活動を月1回以上継続して実施する見込みがあること。
- (2) 構成員が5名以上であること。

2. グッズの種類及び貸与数

- (1) ゼッケン 申請書記載の人員数。ただし50名以上については、50着を限度。
- (2) のぼり 1申請につき、上限5本
- (3) ほうき 1申請につき、上限10本
- (4) ちりとり 1申請につき、上限10個
- (5) 火バサミ 1申請につき、上限10本
- (6) ガムへら 1申請につき、上限10本

申請が多数の場合は、先着順により貸与します。

上記に掲げるグッズ以外であっても、中央区長が特に必要と認める場合は貸与することがあります。

3. 貸与期間

貸与期間は、当該年度（4月1日から翌年3月31日）の一年間とします。

但し、年度途中での貸与については、貸与決定日から当該年度終了日までとします。

4. 貸与期間の更新

引き続き貸与を希望する場合は、貸与期間が終了するまでに、更新申請書を提出してください。

但し、貸与期間終了日が土日・祝日等、区役所営業日外の場合は、その直前営業日までに更新申請書を提出してください。

5. 申込み方法

「みんなでクリーン！ゆめちゅうおうグッズ貸与申請書」に記入のうえ、中央区役所市民協働課にぎわい創造グループ（区役所5階）に提出してください。

6. 注意事項

グッズの使用にあたり次の事項を守ってください。

- (1) 紛失、盗難、破損等のないように努め、適切に管理してください。
- (2) 歩行者及び車両等の通行に十分注意してください。
- (3) 環境浄化活動の目的以外の使用、第三者への譲渡及び売却はやめてください。
- (4) 申請内容に変更が生じた場合やグッズを紛失(盗難を含む)、破損した場合は、速やかに中央区役所市民協働課にぎわい創造グループまで届け出てください。
- (5) ズッズの補修が生じた場合の費用は、団体等でお願いいたします。
- (6) 清掃において生じたゴミ等は、団体等で処分をお願いいたします。
- (7) 貸与後、団体等の活動を停止又は解散した場合は、速やかにグッズを返却してください。
- (8) ズッズの貸与後、虚偽の申請が認められた場合は、返還を求める場合があります。

7. 問合せ先

大阪市中央区役所市民協働課(にぎわい創造グループ)

電話：06 - 6267 - 9832

FAX：06 - 6264 - 8283

Email：te0002@city.osaka.lg.jp